

【市場関係者向け入札】 公告

下記のとおり、競争入札に付します。

記

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名：第 18 次北西太平洋鯨類捕獲調査事業副産物の売渡し
- (2) 鯨 種： イワシ鯨、ミンク鯨及びニタリ鯨
- (3) 品名・数量： 別紙 1 の「売渡対象一覧表」による。
- (4) 最小応札単位： 1 ケース
- (5) 引取期限： 別紙 2 の「入札販売スケジュール」による。
- (6) 引渡場所： 東京都品川区大井水産物埠頭、一部宮城県仙台市
- (7) 入札方法： 入札は、消費税及び地方消費税相当額を含まない、1 キログラム当たり単価及び数量（品番ごとに、ケース単位にて行うものとする。）
- (8) 入札手続において使用する言語及び通貨： 日本語及び日本国通貨

2 競争入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

次のすべての要件を満たす者とする。

- (1) 法人税法（昭和四十年三月三十一日法律第三十四号） 第 2 条第 3 項の規定に該当する者。（参照：別紙「参考」 1. ）
- (2) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条の規定に該当する者でないこと。（参照：別紙「参考」 2. ）
- (3) 予決令第 71 条の規定に該当する者でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 6 号に該当する者でないこと。（参照：別紙「参考」 3. ）
- (5) 共同船舶 株式会社（以下「共同船舶」という。）及び財団法人 日本鯨類研究所から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 市場仲卸業者及び市場買参権を有する者であること。

3 競争入札執行の場所及び月日

- (1) 場所： 共同船舶(株) 営業部（東京都中央区豊海町 4 番 5 号）
- (2) 「入札書」受付締切日時：別紙 2 の「入札販売スケジュール」による。
- (3) 開札日：別紙 2 の「入札販売スケジュール」による。

4 入札書の提出場所及び提出方法

- (1) 提出場所：共同船舶(株) 営業部（〒104-0055 東京都中央区豊海町 4 番 5 号 豊海振興ビル 5 階 電話：03-5547-1943）に提出する。
- (2) 提出方法：
仲卸及び市場買参人は、別紙の申込書式 1 「入札品目一覧」を参考の上、申込書式 2 「入札書」と申込書式 3 「入札参加申込書」を担当荷受に提出する。担当荷受は、仲卸及び市場買参人からの提出書類をま

とめて共同船舶(株)営業部に提出 (FAX 03-5547-1182) する。

5 入札保証金

免除する。

6 入札の無効又は取消し

- (1) 共同船舶が定める最低売渡価格（予定価格）を下回る金額での入札は、無効とする
- (2) 本公告に示した競争参加に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (3) 品番ごとに、最小応札単位未満の入札は、無効とする。
- (4) 入札価格に円未満の端数を付した入札は、無効とする。
- (5) 同一の品番に入札者が2通り以上の意思表示をした際の入札は、無効とする。
- (6) 品質上の理由等により、入札に付された物品が売渡しに適さないことを共同船舶が確認したときは、当該物品の入札を取り消すことがある。

7 落札者の決定方法

- (1) 複数落札入札制度による落札方式とし、予定価格を超える単価の入札者のうち、高価の入札者から順次売渡数量に達するまでの入札者をもって落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合には、入札数量の多い者を先順位の落札者として決定する。
- (3) 落札となるべき同数量、同価の入札をした者が2人以上ある場合には、くじで落札者を決定する。
- (4) 最後の順位の落札者の入札数量が他の落札者の入札数量と合計して売渡数量を超えるときには、その超える数量については、落札がないものとする。
- (5) 落札結果は文書にて全ての応札者に通知する。

8 その他

- (1) 提出書類の作成・応募に係る一切の経費は応募者の負担とし、提出した書類は返却しないものとする。
- (2) 鯨肉の国際取引は、「CITES＝絶滅の恐れのある野生生物の国際取引を規制する条約（ワシントン条約）」に基づいて厳重に管理されており、日本から海外への持ち出し及び輸出はできません。

平成 23 年 10 月 20 日

東京都中央区豊海町 4 番 5 号
共同船舶株式会社
代表取締役社長 山村 和 夫